

■経路2-1

道路特定事業計画書【生活関連経路B】					
経路名	市が尾商栄会（西口側2）（市道市ケ尾90号線）				
事業区間	市が尾駅入り口交差点～市が尾駅（西口）				
事業延長	270m				
事業実施予定期間	平成29～32年度				
【整備方針】					
〔課題〕：舗装の劣化箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所、植樹柵ブロックの不陸箇所がある。					
〔対策〕：舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、植樹柵ブロックの改修を行う。					
【事業内容】					
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の拡幅	m				
道路構造の改修					
車道の改修		m ²			
歩道の改修	全面改修	m	502	1,2,15,16	
	部分改修	m ²	0.5	17	
	平たん部の確保	箇所			
	勾配の改修	箇所			
排水施設の改修		箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	改修	m	260	6	
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所	5	3,4,12,13,14	
その他					
植栽柵の改修		箇所	7	5,7,8,9,10,11,18	
照度の確保の検討		m	270		事業区間
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					

